

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 及川 あつし

- 1 日時
平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）
午前 10 時 3 分開会、午後 1 時 58 分散会
（休憩 11：33～11：40、12：06～13：04）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
及川あつし委員長、名須川晋副委員長、千葉伝委員、樋下正信委員、福井せいじ委員、
佐々木努委員、伊藤勢至委員、佐々木朋和委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、中平担当書記、藤原併任書記、菊池併任書記、千田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
玉懸環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、吉田参事兼環境保全課総括課長、
工藤環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
大泉資源循環推進課総括課長、小野寺自然保護課総括課長、
亀井青少年・男女共同参画課総括課長、小向県民くらしの安全課総括課長、
岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、高橋県民くらしの安全課消費生活課長、
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長
 - (2) 保健福祉部
根子保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、菅原医務担当技監、
野原医療政策室長兼医師支援推進室長、伊藤保健福祉企画室企画課長、
藤原健康国保課総括課長、齋藤地域福祉課総括課長、鈴木長寿社会課総括課長、
千田障がい保健福祉課総括課長、菅野児童家庭課総括課長、
佐々木医療政策室医務課長、高橋医療政策室地域医療推進課長、
千葉医師支援推進室医師支援推進監
 - (3) 医療局
佐々木医療局長、八重樫医療局次長、菊池参事兼職員課総括課長、

熊谷経営管理課総括課長、佐藤医事企画課総括課長、菅原業務支援課総括課長、
松川業務支援課薬事指導監、青山業務支援課看護指導監、野原医師支援推進室長、
千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部

(議案)

議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算 (第5号)

(2) 保健福祉部関係

(議案)

ア 議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算 (第5号)

イ 議案第104号 平成25年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第2号)

ウ 議案第164号 いわてリハビリテーションセンターの指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて

(3) 医療局関係

(議案)

議案第115号 平成25年度岩手県病院等事業会計補正予算 (第1号)

9 議事の内容

○及川あつし委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳
出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係並び
に第2条第2表繰越明許費補正中、第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたしま
す。

当局から提案理由の説明を求めます。

○津軽石副部長兼環境生活企画室長 環境生活部関係の補正予算について御説明を申し
上げます。議案(その4)の6ページをお開き願います。

議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、環境生活部関係の
補正予算額は、3款民生費、2項県民生活費の512万7,000円の増額補正と、7ページに
まいりまして、4款衛生費、2項環境衛生費の744億2,055万3,000円の減額補正、9ペ
ージでございます、13款諸支出金、3項公営企業負担金のうち、91万9,000円の増額補正
でございます。これによりまして、補正額は744億2,476万1,000円の減額補正となり、
補正後の歳出予算総額は960億2,470万7,000円となるものでございます。

補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、事業ごとの金額の読み上げは省略いたしまして、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の105ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費でございますけれども、説明欄の下から3行目に記載しております消費者行政活性化基金積立金は、消費者被害の防止のための財源に充てるため、国が交付する地方消費者行政活性化交付金を活用し、基金の積み増しを行おうとするものでございます。

続きまして、106ページをお開き願います。2目交通安全対策費でございますが、説明欄の交通安全指導費及び交通事故相談費に係る事務費について所要の補正を行おうとするものでございます。

次に、3目青少年女性対策費でございますが、右側説明欄の上から4行目、いわて若者ステップアップ支援事業費でございますが、これは困難を抱える青少年の自立支援について、支援対象地域の変更に伴い減額しようとするものでございます。

続きまして、119ページをお開き願います。4款衛生費、3項環境衛生費、1目環境衛生総務費でございます。説明欄の1行目に記載しております管理運営費は、職員及び派遣職員の人件費及び事務費について所要の補正をしようとするものでございます。続きまして、説明欄の中ほどでございますが、再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金は、他の資金等が活用されたことなどにより、貸付額が当初予定を下回ったことから減額しようとするものでございます。

その次の、防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費は、補助先の沿岸市町村におきまして、まちづくり計画との調整などのため、計画が当初予定より遅延していることなどによりまして、補正しようとするものでございます。

120ページをお開き願います。2目食品衛生指導費でございます。説明欄1行目の管理運営費でございますが、これは職員の人件費及び事務費について所要の補正をしようとするものでございます。

下のほう、3目環境衛生指導費でございます。121ページになりまして、説明欄の中ほど、災害廃棄物緊急処理支援事業費は、災害廃棄物の種類別の処理量の精査に伴いまして、事務の委託を受けて実施しております沿岸市町村に係る災害廃棄物の撤去及び処理に要する経費を補正しようとするものでございます。災害廃棄物処理促進事業費補助及びその下の災害廃棄物処理基金積立金でございますが、これは国が交付をいたします災害廃棄物処理促進費補助金の交付見込額が変更となったため補正しようとするものでございます。除染廃棄物処理円滑化事業費でございますが、これは奥州市等に係る除染廃棄物の一時保管場の設置に対する支援に要する経費及び事務費の精査に伴い所要額を補正しようとするものでございます。

下段のほうの4目環境保全費でございます。休廃止鉱山鉱害防止事業費でございますが、

これは荒廃する処理施設に係る耐震補強工事の施工範囲の見直しに伴い所要の補正を行おうとするものでございます。下から5行目でございますが、放射線対策費、これは放射線対策補助金の確定及び事務費の精査に伴い所要の補正を行おうとするものでございます。

122 ページに参りまして、5目自然保護費でございますが、国定公園等施設整備費及び自然公園施設整備事業費は、東日本大震災津波の影響による入札不調により次年度以降に工事等延期したことに伴い、所要の補正を行おうとするものでございます。

6目鳥獣保護費でございます。鳥獣被害防止緊急対策事業費でございますが、これは市町村が実施するシカパトロールに要する経費の補助金の確定等に伴い、減額補正しようとするものでございます。

次に220ページをお開き願います。13款諸支出金、3項公営企業負担金、1目公営企業負担金でございます。説明欄に記載しております電気事業会計負担金及び工業用水道事業会計負担金は、地方公営企業職員に係る事業手当に要する経費等の確定に伴い、所要の補正を行おうとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その4）にお戻りいただきまして11ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正のうち当部関係は12ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の78億7,887万1,000円でございます。その表に四つ事業がございますが、まず防災拠点等再生可能エネルギー導入事業は、公共施設等への再生可能エネルギー設備を導入する市町村に対する補助などを行おうとするものでございますが、補助対象でございます市町村において資材調達のおくれなどに伴いまして、年度内の完成が見込めないことから、翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。災害廃棄物緊急処理支援事業及び災害廃棄物処理促進事業費補助は、災害廃棄物の仮置き場の返還に係る土壌調査等に不測の日数を要したことから翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。産業廃棄物処理施設設置調査事業でございますが、次期最終処分場整備調査対象地の現地調査に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

以上が環境生活部関係の補正予算の御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 4款2項1目環境衛生総務費の再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金は他の資金を活用されたということですが、どういった資金が再生可能エネルギーの発電設備導入に利用されているのか教えていただきたいと思えます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 県単独の融資制度のほかに、日本政策金融公庫等の国関係の資金もございます。また、プロパーや銀行の独自資金もございますので、そういう資金の活用が図られた結果、県単独の融資制度につきましては、当初見込みを下回ったという状況でございます。

○福井せいじ委員 今、太陽光発電、風力発電、地熱発電など、さまざまな再生可能エネ

ルギーの発電設備に投資されていると思うのですけれども、岩手県の場合、特に風力発電と地熱発電に係る案件は、何件出てきているか教えてください。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 まず、地熱発電につきましては、八幡平市において、岩手地熱株式会社が、井戸を掘って調査事業をしている状況でございます。次に、風力発電につきましては、葛巻町において、電源開発株式会社が、事業を拡張する計画であります。また、一戸町において、企業局の事業もございまして、宮城県と一関市との境ですけれども、一関市において、民間の事業がございまして。

○福井せいじ委員 環境生活部からのいろいろな御説明を伺っていますと、岩手県は非常に地熱発電、風力発電の資源がたくさんあると言われており、今後、地熱発電等には期待がかかるのではないかと思います。地熱発電について、どれくらいの発電量を目標にしているのか、教えていただきたいです。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 地熱発電につきましては、平成 32 年度に 164 メガワットの発電を目標としているところでございます。基準年の平成 22 年度におきましては 104 メガワットでございますので、60 メガワットの増を目指しているところでございます。

○福井せいじ委員 この 64 メガワットのイメージがつかないのですけれども、1 事業所当たりの発電量は、大体 2,000 キロワットとか 5,000 キロワットと聞いているのですけれども、地熱発電所を何か所ぐらい設ければ 64 メガワットというのが賄えるのでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 現在八幡平市で調査中の案件につきましては、7 メガワットとなっております。また松川地熱発電所や葛根田地熱発電所がございまして、葛根田地熱発電所は 8 万キロワットくらいでございますが、これにつきましては、地熱の資源量によって発電する規模が変わってきますので、何カ所というイメージは、現地によって変わってくるかと考えております。

○福井せいじ委員 私どもは説明を受けて、非常に地熱発電に対する期待感があると思えました。また、太陽光発電については、非常に申請が進んでいるということで、今後は、風力発電、地熱発電についても、申請者に対してどんどん協力し、ぜひとも推進するような体制をとっていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 再生可能エネルギーの土地と農業用地の関連で、太陽光発電については、やっていただける方が多くなってきたということで、年々買い取り価格が下がっていく傾向にあり、挑戦したいという方々も、土地転用にどのくらいの期間がかかるのか、大変気になっているというお話を聞くのですけれども、申請からどのくらいのスパンで上がるようになっているのか、地熱発電や風力発電も農地からの転用などがやりやすくなっているのか、教えていただきたいと思っております。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 土地利用関係の手続につきましては、規制の種類によって期間が異なる状況でございます。例えば農用地区域で事業をしようとする、まず、農用地区域の除外をしなければなりません。この農用地区域の除外につきましては、市町村によりまして定期的な見直し時期での除外と、随時で除外する場合がございます。定期

的な見直しの場合は、何年に1度となる場合もございますし、随時の場合は、数カ月に1度という状況かと思っております。その上で農地転用をする、転用許可基準に合致することが前提でございます。転用許可基準は、面積によって国の案件や知事の案件もございますので、それによっても期間が異なっております。知事案件ですと、通常2カ月程度というところかと思えます。

再生可能エネルギーの導入に当たりましては、太陽光発電だけではなく、立地が限られる風力発電や地熱発電がございますので、これらにつきましては、去年の9月に東日本大震災復興特別区域法の制度に基づきまして、県からも国のほうに特例措置の提案をさせていただきました。その結果、国では、去年11月に新たな法律を設定し、それぞれの規制や関係する規定について、ワンストップ化を図るような形での規制緩和が図られたところでございます。これによって手続の期間も短縮されるだろうと期待しているところでございます。

○佐々木朋和委員 期待しているということは、まだ運用されていないのでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 この新法におきます運用につきましては、法律が公布されたところがございますけれども、省令や基本方針等の部分がまだ固まっておられませんので、新年度以降と聞いているところでございます。

○佐々木朋和委員 先ほど瓦れき処理の土壌調査についての説明がありました。その点について、心配の声も上がっていると聞いております。瓦れき処理が終わる見込みが立って大変よかったと思うのですけれども、わかる範囲で、現状がどうなっているのか。また国、県の持ちものだけではなくて、民間の持ちもの等を借りているところもあるでしょうから、その点について、おくれることによつての不具合等があれば教えていただきたいと思えます。

○松本災害廃棄物対策課長 産業廃棄物の処理につきましては、3月末までに処理は終了いたします。しかしながら、3月末まで処理を実施することに伴い、処理施設の解体撤去、跡地のすき取り、土壌の調査などが年度を越すこととなります。委員からお話がありました調査につきましては、地主、民間の方々も含めて現場を見ていただいて、廃棄物の種類などに応じ、検査の必要性などについてきちんと説明した上で実施していくため、数カ月間必要であるということでございます。丁寧に実施してまいりたいと思っております。

○木村幸弘委員 鳥獣保護費の関係でお伺いします。

2月28日に早池峰地域保全対策事業推進協議会が開催されたとの報道がございました。その中のシカ対策で、新年度に向けて、新たな部会も設置するなどの対応が示されているようでありまして、今年度これらの取り組みの中で、具体的にどういう成果が上がったのか。そして、新年度に向けてどういう考え方に基づいて新たに部会が設置されるのか、お伺いしたいと思います。

○小野寺自然保護課総括課長 今年度の成果についてでございますけれども、今年度は市町村をお願いいたしまして、10月末から、有害捕獲という方法で、統一的に実施したのが

メインでございます。そのほか県の猟友会のほうで自主的に統一的な取り組みもしていただきまして、1月までに131頭、早池峰周辺で捕獲しているということでございます。これにつきましては、早池峰の山土地の所有者である林野庁の御協力をいただきながら、林道の除雪作業などの取り組みも林野庁にお願いしていただいた結果ということになります。

それから、協議会の中に部会を設置したことがございますが、設置は既になされ、実際の活動は新年度からになるということでございます。これはどういう趣旨かと申しますと、従来から早池峰の環境保全につきましては、官民共同で行うスタイルをとってございます。これは民間からの希望でもございまして、ボランティア等も含めた状態で、早池峰の環境保全を実施し、これまで交通整理や簡易トイレの敷設などをやってきたわけですが、それらの一環として、早池峰の環境を整えるという視点と官民の共同行動を起こすという考えから設置したものでございます。ただ具体的には捕獲自体は一般の方々には制限がございまして、捕獲作業に直接携わるといことはできませんので、目撃情報ですとか、どの地点にシカがまともまっているとか、そういった情報を収集するために、民間の方々のお知恵を拝借するという、ソフト的な面での活動を期待しているところでございます。

○木村幸弘委員 これからその取り組みの中で、さらに成果を積み上げていただきたいと思うのですが、一方で、この委員会に出された請願で、このシカ駆除対策との関係、成果など、整合性がとれないという議論もあって、取り下げられた請願があるわけです。いろいろと聞いておりますと、同じような趣旨でまた請願が上げられるのではないかという情報もあるわけですがけれども、こうした具体的な対策を進めている一連の経過の中で、自然保護を求める諸団体等との意見交換や情報共有を図りながら、どういう形で保護に取り組めばいいのかなど、この周辺の自然保護のあり方について、関係機関として、請願の出し合いではなくて、その前段でもう少しいろんな取り組み、手だてについて、お互いに理解を深め合うといった対応が必要ではないのかと感ずるのでございますけれども、そうした観点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○小野寺自然保護課総括課長 先ほど申し述べました協議会の中でもいろいろな意見は出ております。自然保護の場合には、それぞれの立場により、両極端に分かれるところもございまして、協議会の中での議論などを見ていきながらということも考えております。県といたしましても、今回の早池峰のシカ対策につきましては、部会のほうにもきちんと資料、状況を提供させていただきながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

ただ、現在取り下げられております請願につきましては、状況が変わってございませぬので、早池峰の現状の認識につきましては、協議会の中で、大きな状況の変更はないという認識でほぼ一致してございます。早池峰のシカ対策は、まだ緒についたばかりでございますので、早池峰の自然植物を中心とした環境保全に大きな役割を果たすものという認識で対策を行ってございます。そういった点からは、早池峰の保護の度合いを上げるということは、生物の捕獲にかなりの制限がかかりますので、私どもはシカの捕獲の障害になるという認識を持ってございます。

○木村幸弘委員 いずれ県として、今そういう考え方をしながら対応していただいていることは、理解できるのですけれども、もう少しいろいろな情報を提供するなり、いろいろな形で理解を深める努力など、もう少ししっかりとした関係がつくられていけばいいのではないかと思います。当然、それぞれの思い、考え方はあるわけですから、それを一方の考え方だけでということにはならないでしょうけれども、目的、考え方などの方向性としては、それぞれの思いの中で十分理解できるものがあると思うので、そういった点を十分に検討していただく必要があるのではないかとこのことを御意見として申し上げておきたいと思います。

○及川あつし委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、畦畔草等の野外焼却に伴う放射能の影響について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○大泉資源循環推進課総括課長 畦畔草等の野外焼却に伴う放射能の影響について、専門家による検討結果が得られましたので、御報告いたします。

環境福祉委員会資料のナンバー1をごらんください。

農業者が行う畦畔草の野外焼却、あるいは河川管理者、道路管理者が施設管理の一環として行う草木の野外焼却などが、公益上、または社会慣習上やむを得ないものとして、廃棄物処理法で例外的に認められているものでございます。しかしながら、福島第一原子力発電所の事故の後、野外焼却において放射性物質の再拡散が心配されたことなどから、県は平成23年9月以降、市町村、県民等に対しまして、野外焼却の自粛を要請してきたところでございます。

しかしながら、県内の放射能物質による汚染レベルも総体的には減少傾向が認められること、そして草木中の放射性セシウム濃度について、今年度市町村、道路管理者、河川管理者の方々の御協力をいただきまして、多数のデータが得られたことなどから、草木を野外焼却した場合の健康影響等について専門家による検討委員会を設置し、御検討をいただいたものでございます。委員会は、岩手大学副学長の西崎教授を初め、公衆衛生、環境科

学などの分野の5名の専門家をごさいますて、2月24日に検討委員会が開催され、そこでの審議結果を踏まえて、2月27日に野外焼却の影響評価に関する検討委員会の見解として御提言をいただいたところをごさいます。

その内容について御説明いたしますと、まず裏面の囲みの中の2でごさいまするが、平成25年度に生育した県内の草木800検体の放射性セシウム濃度は、不検出から273ベクレルキログラム当たりの範囲でごさいまするが、その95%が50ベクレル未満でごさいまする。200ベクレルを超えるものはわずかに3検体でごさいまする。そして、800検体中、約200件は不検出ということでごさいまするが、平均値を求めるとに当たり、不検出をゼロベクレルではなくて10ベクレルというふうを設定いたしませうと求めましたけれども、それでも平均が18ベクレル、幾何平均が12.3ベクレルと低い値となりました。

また、800検体の約9割は汚染状況重点調査地域、すなわち一関市、奥州市、平泉町からのものでごさいまする。

次に、囲みの3でごさいまするが、評価する影響といたしませうと、外部被曝につきませうとは、野外焼却をする方が焼却場所の地面などから受ける放射線量に、焼却の前後で増加がほとんどないと考えられますので、煙を吸収した場合や灰から溶け出した放射性セシウムが水路や河川、浄水場を経て飲用された場合も、内部被曝についてのみ影響評価することとされました。

次に、囲みの4でごさいまするが、焼却の煙に伴う影響評価は、最も大きな影響を受ける野外焼却の実施者、この方を対象に行い、その方が3カ月間にわたり毎日8時間、野外焼却のみに従事し、かつその間に呼吸する空気は希釈されない状態の煙のみとするという、現実には起こり得ない厳しい条件を設定の上、内部被曝量を検討いたしませうとしましたが、追加被曝量は年間1ミリシーベルトを大きく下回るものと評価されました。

次に、囲みの5でごさいまするが、焼却後の灰の中に放射性セシウムが含まれておりませうと、これが降雨等により溶け出して水路等に流入した場合の影響を評価いたしませうとしました。実際には、灰中の放射性セシウムの多くは、灰が置かれた場所の土壤に再吸着することが考えられますが、灰からの溶出率を過大に設定するなど、安全側に立って検討をいたしませうとしました。水路、河川等に放流される水に対しましませうとは、これらが流入した水をゼロ歳から70歳まで摂取したとしても、被曝線量が年間1ミリシーベルトを超えないように設定された排水中の濃度限度という基準をごさいまするが、算定された結果は、これを大きく下回っており、したがって内部被曝も年間1ミリシーベルトを下回ると評価されました。

以上のことから、本県内の草木の野外焼却による影響につきませうとは、汚染レベルの高い地域にあっても十分に小さく、農業者による畦畔草の焼却など、公益上または社会慣習上やむを得ないものとして例外的に認められていた焼却につきませうとは、その便益等を比較衡量した結果、野外焼却の自粛を継続する必要がないとの御意見をいただきました。県といたしませうとは、これを踏まえて近日中に対応することとしておりませうが、中には畦畔草等の野外焼却に不安を感じる方もいらっしゃると思われませうるので、問い合わせ等があっ

た場合には、今回の検討結果等を丁寧に説明していきたいと考えております。

また、農業者による畦畔草の焼却のように、例外的に認められている焼却でありまして、生活環境への影響が軽微であるということが前提でございますので、例えば煙が住宅に流入するとか、すすが洗濯物に付着するといった影響が軽微でないような焼却は認められないということをご通知することとしております。

以上で、畦畔草等の野外焼却に伴う放射能の影響の検討結果についての御報告といたします。

○及川あつし委員長 次に、岩手県動物愛護管理推進計画の改定について。

○岩井食の安全安心課長 それでは、岩手県動物愛護管理推進計画の改定について御説明申し上げます。説明に当たりましては、便宜、お手元の資料2を使用させていただきます。

まず、1の改定の理由であります。動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が改正されたことから、これまでの施策の実施状況等も踏まえつつ、改正法及び当該指針に即して計画の変更等を行ったものであります。

次に、2の改定案の概要であります。計画の期間は平成26年4月から平成35年3月までの10年間。基本目標として、人と動物が共生する社会の実現を掲げ、資料記載のとおり、五つの視点から10の施策に展開させたものであります。

次に、3の現計画との主な変更点であります。第1に、終生飼養や避妊、去勢手術などの繁殖制限措置の指導、動物の適正飼養の推進に向けた取り組みを強化すること。第2に、県が保護した動物の返還、譲渡の推進、災害時の動物救護体制の強化など、動物の生存の機会の拡大に向けた取り組みを強化する。第3に、動物取扱業者に対し、幼齢動物の販売制限や販売時の対面説明など、法改正により新たに義務づけられた事項について指導の徹底を図る。最後に、計画の推進指標をこれまでの4指標から11指標にふやしていること。以上、4点が主な変更点であります。

次に、4の今後の予定であります。現在パブリックコメントを実施するとともに、市町村、関係団体等の意見を照会中であり、これらの意見を踏まえまして、3月中に計画を決定し、公表を行うこととしております。以上で説明を終わります。

○及川あつし委員長 ただいま2件の報告がございましたが、ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○佐々木努委員 動物愛護管理推進計画の改定についてですけれども、私の周辺にも犬を飼えなくなったとか、猫を飼えなくなったという方々がいて、保健所に引き取ってもらうなどのケースがふえている気がするのですが、保健所等に保護されている犬、猫等の年間の頭数はどの程度か。それから、ここ10年ぐらいの間に、その頭数というのはどのように推移しているか。あわせて、殺処分される犬、猫はどの程度か教えていただきたいと思っております。

二つ目に畦畔草の野外焼却の関係ですけれども、これは平成25年度に生育した牧草の調

査だと思いますが、平成 24 年度も同じような数値という理解してよろしいのですか。実は平成 24 年度に刈って倒したものもあって、それも焼かれると思うのですが、これも全く同じように考えていいのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう一つ、この際ということで、私は奥州市の前沢区に住んでいるのですが、非常にカラスのふん害が問題になっています。この間、新聞で盛岡市でも被害が出ているということで、多分、県内ではいろいろなところで被害が出てきているのではないかと思うのですが、県でどのように把握していますか。

きょう、県のホームページを見ていたのですが、カラスの被害対策や有害鳥獣駆除の部分の計画、指針、そういうものがどこにあるか見つけかねたのですが、それらは環境分野でやられているのか、農政分野でやられているのか、どこに位置づけられているのか教えてください。

○及川あつし委員長 岩井食の安全安心課長、管理推進計画も配付されていると思いますので、示しながら答弁願います。

○岩井食の安全安心課長 それでは、お手元に配付させていただいております冊子の 40 ページ、41 ページをお開きいただきたいと思います。こちらに、犬の引き取り頭数、あるいは処分頭数等の動物愛護管理業務実績を載せてございます。

まず、40 ページは犬についての実績になりますけれども、平成 24 年度を見ていただきますと、主なものでは、捕獲頭数は 240 頭、引き取り頭数は飼い主から引き取ったものと所有者不明のもの合わせて 296 頭、このうち飼い主に返還された頭数が 169 頭、返還率は 50.9%、新しい飼い主の方に譲り渡した頭数が 119 頭、捕獲、引き取りした頭数から、返還、譲渡した頭数を引いたものが、殺処分になりますけれども、281 頭という状況になっております。これを平成 19 年度と比較してみますと、捕獲頭数、引き取り頭数等は約半分まで減ってきてございます。返還率は、逆に 2 倍になっております。譲渡率も 2 倍に上がっているということで、順調に推移しているかと考えております。

次に 41 ページ、猫です。平成 24 年度は猫については捕獲がございませんで、所有者からの引き取り頭数のみですが 829 頭、所有者不明が 1,127 頭、合計で 1,956 頭となっております。このうち飼い主に返還されたものは、わずか 4 頭、譲渡につきましては 82 頭で、ほとんどが残念ながら 1,919 頭が殺処分という状況になっております。平成 19 年度と比べまして、若干減少してきておるものの、ここ三、四年は頭打ちの状況にございます。以上でございます。

○大泉資源循環推進課総括課長 畦畔草の関係で平成 24 年度の状況でございますが、今回のように十分なデータはございませんでしたけれども、約数十件のデータに関係者、関係機関等から提供いただきました。その状況は、平成 23 年度は、数千ベクレルというものがあつたわけですがけれども、平成 24 年度は、最高でも 1,000 ベクレルは下回っております。ただ、今年度よりは若干高目の傾向にございます。

現在、そういった草が畦畔等にも刈り倒された状態で残っているかと思いますが、平成

24年度の県南3町村の50件のデータから一連の検討の結果、草の濃度も、影響がないようなレベルの範囲の中におさまっておりますので、いろんな過程を踏まえての推定ですが、今回一緒にそれらを燃やしても、特に支障はないと考えております。

○小野寺自然保護課総括課長 カラスにつきましては、野生鳥獣の一つという位置づけでございますので、私どもで所管してございますが、市町村のこれまでの対応から見ましても、地域との密着性が極めて高い知見がございますし、カラスの場合は特に雑食性が強いものですから、生活ごみをエサとする場合が多いということもございまして、市町村にその対策を委ねているところでございます。捕獲についても市町村に100%権限をおろしておりますので、市町村の判断でやっているところでございます。ただ、年間の捕獲数等につきましては、鳥獣統計ということで、他の野生鳥獣と同じように、市町村から報告をいただくことになっておりますので、その報告された部分につきましては、私どものホームページの中に数値は示させていただいております。

あわせまして市町村のみの対応かということですが、市町村でも当然、知識的な情報が必要となる場合がございます。それらにつきましては、県の環境保健研究センターも含め、私どものほうが情報量が多いと思っておりますので、市町村からの要請に基づき、市町村に随時提供させていただいているところでございます。

○佐々木努委員 動物愛護管理推進計画については、犬のほうは大分殺処分の総数も減っているということですから安心しましたけれども、引き続き動物愛護ということも含めた県の取り組みについては、しっかりと進めていただければと思います。私の家にも犬がいるので、余計ペットに対しての思い入れもありますし、ペットを飼っている方がふえてきているということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

畦畔草の関係はわかりましたが、公表すれば必ず地域の方から反論があると思ひますので、できる限り丁寧に説明をしてほしいということと、野焼きというのが公然と認められているわけではなく、影響のない範囲でということになっていて、それを農家等の方はわかっているかもしれませんが、一般の方はなかなかわかっていないところがあるので、ここの部分も丁寧な説明をお願ひしたいと思ひます。

カラスの対策ですけれども、市町村にその事務を移管したということですか。最初から、市町村でやるものだったということなんでしょうか。

それから、県の有害鳥獣駆除関係の計画にはカラスの被害、カラス対策というのは全く盛り込んでいないのでしょうか。

○小野寺自然保護課総括課長 もともとの捕獲の権限は都道府県にしかございませんので、カラスにつきましては、市町村に権限を移譲しているという形でございます。市町村は、現実としまして、年に数回、地区の猟友会にお願ひして一斉捕獲ということで、全県のほとんどの市町村でやられていることでもあります。

それから、先ほど生活被害だけについて申し上げましたけれども、農業被害につきましては、各市町村が被害防止計画を策定した上で、その必要な経費については農業関係の国

庫事業として導入することが可能な状況となっております。

○及川あつし委員長 計画について、答弁漏れがあります。

○小野寺自然保護課総括課長 失礼しました。県の特定計画としてつくっておりますのはニホンジカ、熊、カモシカの3種でございます、そのほかの有害鳥獣について特に計画は策定してございません。野放しかというと、そうではなくて、一般的な有害鳥獣のレベルという認識で対応させていただいているという状況でございます。

○佐々木努委員 市町村に移譲になったという経緯はどういうことだったのでしょうか。

○小野寺自然保護課総括課長 鳥獣の有害捕獲につきましては、国、県で所管しておりますが、県が権限を持っておりますと捕獲の都度、県に許可申請をして、県で事務手続をしてというタイムラグが生ずることがありますし、カラスの場合には、それぞれの市町村のほうの的確な対応ができるということもあり、市町村から自分たちの判断で捕獲ができるようにしてほしいという希望もございまして、市町村で捕獲権限を有することが必要であり、有用性が認められるということから、市町村に移譲しているものでございます。

○佐々木努委員 最近住宅地の被害が本当に深刻化してしまっていて、我が家の屋根もカラスのふんだらけで大変な状況になってしまっていて、確かに市町村でやるべき仕事だと思うのですが、全県下に広がってくれば、計画にもどこにものっていない、市町村に任せたから市町村でやってくださいということではなくて、全体的に、県としてこういう対策を研究していくとか、市町村と一緒に考えてやっていただかないと、これからますます被害が拡大したときに、市町村の負担が大変になってくるのではないかと思いますので、その辺を御検討していただければと思います。

○小野寺自然保護課総括課長 今カラスだけの話になってございますけれども、有害鳥獣の種類がかなりふえていることは確かでございますので、それらのものとあわせて、市町村と一緒にしながら、生活被害、農業被害の低減に努めてまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 今回の第2次岩手県動物愛護管理推進計画（案）ということで、お示しをいただきました。私も関係する分がありますので、ざっと目を通させていただきました。全体の分というのは国の法律、あるいは県の条例、それから県の計画等と整合性を持ちながら、これから10年計画として進めるということでもあります。これまでの中身をさらに具体的に、それぞれの役割で実施するという中身になっているという感じがいたしました。今回こういう形でお示しいただく分については、そういった取り組みをしていただいているということに敬意を表したいと思います。

それで、私の意見と、若干の質問なのですが、犬の捕獲について、先ほど佐々木努委員から、半分が返されたから安心だと言ったのですが、私は半分ではまだまだ足りないだろう、もっと返還率を上げる努力をするべきだと、感じました。

一つは、飼い主、売る人、それを管理する人、それから県や市町村も、いろいろな役割

があるのですが、しっかりと精神的な感じだけでやる以上に、もっと徹底したやり方をぜひ進めてほしいのです。ペットでは犬、猫というのが中心ですが、毎年、犬にかまれたという事故が五十数件前後あるわけです。かまれると一番何を想像するかというと、狂犬病です。最近の一般の人たちに、狂犬病が本当に怖いという意識があるかどうか心配される場所でもあります。犬を飼う人は、ワクチンで狂犬病をしっかり予防することができるわけでありまして。岩手県内には、推定で、犬が12万頭、猫が8万頭、トータル20万頭、2.5世帯に1頭の犬か猫のペットが飼われています。もちろん両方飼ったり、頭数が多いところもあって、平均的なものになりますが、130万人の赤ちゃんから老人まで考えると6.5人に1人ぐらいが飼っています。これからもペットと人とのかかわりがどんどん広がっていくだろうということから、まず狂犬病というものの理解と、それからそれに対する予防の知識の徹底、そして飼い主に対して、もう一歩徹底すべきだろうと思っています。

実施率が半分程度であれば、少し心配で普通のワクチン等であれば7割、8割ぐらいは必要だろうと思っています。もちろん獣医師会等で県と一緒にこれを進めていただいているのは重々承知の上ですが、せつかく計画をつくった後のやり方として、県としてもっと、そこを徹底するように進めていただきたい。

もう一つは、災害の関係で、3.11の後に、人の災害もたくさんあったわけですが、実はペットとしても大変な状況にあって、沿岸の動物病院をやっているところに、あふれんばかりの犬や猫が収容されたのです。しかし、どこの誰のものかわからないことから引き取りとか譲渡とか、さまざまやって半分まで返還されたのでしょうか、そういうこともあるわけですが、先ほどのペットの話で、放し飼いなどの犬を捕まえ、それが誰のものかといったときに、返す分が50%ぐらいまで上がってきたということですが、返還率が上がってきた秘訣はあるのでしょうか。私が言いたいのは、マイクロチップというのがあるわけですが、獣医師会では、これから全国的に、耳にチップを入れるだけで、どこの誰のものかがすぐわかる格好になってきます。それについては、若干手数料がかかるのですが、これをもっと進めるべきだと思います。そうすると、災害のときでも、飼い主が、うちの犬、猫はどこに行ったのだろうと探し回っても、誰かに引き取られる、あるいは動物病院に持っていけば、これはどこの誰のものだということが可能になるものだと思います。

したがって、県でも動物愛護を進める中に、飼い主の所有する犬の管理の関係からこういうものをもっと進めるべきだろうと思っています。当然、獣医師会、あるいは一般の獣医師もそうですが、県も一緒にもっと普及させるやり方を考えていただけないかということですが、いかがでしょうか。

○岩井食の安全安心課長 まず1点目の狂犬病についてでございます。計画、冊子の11ページをごらんいただければと存じます。本来法律で義務づけられているものですから、100%の接種率が望ましいわけですけれども、平成24年度の登録頭数、7万5,000頭に対しまして、注射頭数6万5,000頭、注射率が86.1%という状況でございます。

これは全国と比べますと4番目に高い状況です。しかしながら、推定飼養頭数に占める

注射率が 59.9%ということで、60%を切っています。70%以上ないと、実際に狂犬病ウイルスが日本に持ち込まれた場合に、蔓延を防ぐのはなかなか難しいと言われております。そういうことで、まだまだ実施率を上げていかなければならないところがございます。これにつきましては、犬の登録、注射事務を行っております市町村、それから狂犬病予防注射を実際に実施しております獣医師会等と連携を図りながら、犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性について理解を図っていきたいと考えております。

二つ目の犬の返還についてでございますけれども、返還率が上がってきた一つの理由といたしましては、迷子になって保健所で引き取った犬につきましては、インターネットに写真つきで掲載いたしまして、飼い主からの申し出を待っている、そういったシステムを構築しております。それから、以前より飼い主の意識も変わってきておまして、いなくなった場合、保健所や警察に連絡する飼い主もふえてきているかと思えます。

しかし、残念ながら、マイクロチップも含めて犬の鑑札、迷子札などの所有者明示を装着している犬はまだまだ少ない状況でございます。迷子札が全ての犬に装着されていれば、全部の飼い主に返還することができ、処分もしなくて済むということなのですけれども、まだまだその辺の所有者の意識が低いということで、その辺も計画に基づいて推進していきたいと考えております。

最後に、マイクロチップでございますけれども、これにつきましては計画にも書いてございますけれども、獣医師会と連携を図りながら普及に努めていきたいと思っております。以上です。

○千葉伝委員 狂犬病については、私も地元でやらせていただいているのですが、最近では家の中に飼っていて、外に出さないからいいだろうという考えを持っている飼い主がふえてきております。そうではなく、犬は必ずやらなければならないと、地元の所有者には伝えてはいるのですが、狂犬病の本当の怖さをどの程度知っているのかと思えます。

日本での発生は、昭和 32 年が最後で、その後発生しないのは、もちろんある程度は予防注射をしているからということもありますが、実際は日本以外の東南アジア、中国も含めて、何万人と死んでいるわけです。一旦かかって発病するまでの間に、人間に対してはワクチンなど一通りのやり方をすれば死に至るまではいかないが、発症すれば 100%死亡する、これが狂犬病の怖さです。

平成 17 年にフィリピンでたしか 2 人がかまれて感染して、日本に来て、発症し、2 人も死亡しました。そのくらい怖いものだという事です。我々関係者だけが知っていてもだめなので、やっているのは重々わかっていますけれども、そういったことを PR すべきであり、こういうことで実施率を高めることを、私自身もそうですが、獣医師会を含め、一緒に頑張ってもらえればありがたいと思えます。

最後に一つ、先ほど返還率がふえた理由として、インターネットを含めていろいろな作戦をやっており、前よりも係留期間を延ばしたというのもあったように聞きますが、今は何日になっているか。そして、今は立派な管理センターになっているかもしれませんけれ

ども、前によく聞いたのは、引き取りに行ったときに、老朽化した施設に飼われていたということがありますが、もしそういうものの改修、あるいはこれからの計画があるのであれば教えてください。

○岩井食の安全安心課長 まず、県が保護、収容しました犬の抑留期間でございますけれども、これは狂犬病予防法では2日間となっております。ただし、岩手県では、条例でこれを1日延ばして3日間としておりますけれども、実際には前後の日を含みますので最低でも5日間保管しております。ただし、今は、その中から譲渡ができる犬については、選別をした上で、新しい飼い主の方を探すというようなこともやっておりますので、2週間ぐらいたってから、うちの犬がいなくなったという問い合わせ等がある場合もございますので、犬にもよりますが、1週間以上、長いものと2週間か3週間保管しているケースもございます。

それから、犬を保護、収容しております施設ですけれども、確かに岩手県内、各保健所にそういった犬の管理施設がございますけれども、老朽化しておるところが多いわけです。それにつきましては、計画的に改修等の工事を行っているところでございまして、今後とも必要に応じて改修をやっていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 自然エネルギーに関してでありますけれども、本県では風力発電、太陽光発電といろいろ動きが出てまいりまして、それはそれで結構だと思っておりますが、本県の特性といたしまして、もっと小水力発電にも重きを置くべきではないかなと思っております。岩手県には1級河川、2級河川、市町村管理の準用河川を含めると、たしか860ぐらいの河川があったと記憶をしております、それに農業用水等の水路等も含めれば、相当な可能性としてのキャパシティがあるのだとずっと思っております。時々内陸の町工場が羽根を發明されたりやってきたようですけれども、この市町村自体が、余り先導的な実証試験に取り組んだという話題がないように思っております。葛巻町でありましたか、森と風のがっこうというのがありましたが、農林水産省、あるいは三井物産株式会社等の支援を受けた、まさにアウトドアの生活をする学校も、自前で川の水で発電しているのがあったわけでありまして、確かに1個1個は小さいかもしれませんが、岩手県のこの大自然の特性を生かして、もう少しそこに踏み込んでもいいのではないかと、研究する余地が大いにあるのではないかと、このように思うのでありますが、現在どういうところまできているのか、そこにもどンドン踏み込んでいこうとしているのか、その辺をお知らせいただきたい。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 小水力発電につきましては、県の企業局におきまして、現在も進められ、胆沢第三発電所でも設置まで進められてきておりましたし、農業水利関係等につきましても、農林水産部におきまして可能性調査を実施してきているということでございました。ただ、農業水利関係ですと、非かんがい期の部分がございます、採算性を確保するのがなかなか難しいということが課題に上げられていると聞いております。そういうところをクリアしていく中で、農業小水力発電の取り組みが、幾つか進めら

れてきていると承知しておりました。

また、市町村関係ですと、八幡平市におきましても、二、三年前だと思っておりましたけれども、モニュメント的な部分も持たせた大型の水車を設置し、普及啓発も含めた形で小水力発電を実施してきておるところでございました。いずれ中小河川での小水力発電につきましても、可能性的には、かなりポテンシャルを持っているかと思っておりますけれども、水利権の調整等の問題もあると聞いておまして、その手続期間等の課題もある中で、できるところから進めていっている実態かと承知しております。

いずれ本県につきましても、農業水利関係の調査を進めながら、その中で実現できる部分を実施していくという形で進めているということでございます。以上でございます。

○伊藤勢至委員 最初から採算という話をする以上、そこから絶対進まないというふうに思うのです。したがって、採算がとれる、とれないの前に、技術そのものが物になるかどうか、あとはそういう採算ベースにしていくためには民間の力をかりていくとか、いろいろなやり方があるのでありまして、最初から入り口で諦めた時点で、そういう新しい技術というのは進まないと思います。

今、揚水発電といいまして、一回ダムに水をためて、その落下する水で電気を起こす、その水をもう一回ダムに戻して、またやるという技術もあるのです。したがって、諦めてはいけないと思っておまして、それと同時に、まさに必要は発明の母でありまして、本当にエネルギーがなくなった、さあ大変というときに、人間というのはいろいろな考えが出てくるのでありまして、まだ何とか間に合っているうちは、絶対に新しいのが出てこないように思います。

そういう中で、岩手県が持っている他県にはない特性の河川をいかすといった考えの中で、いきなり採算ベースという話ではなくて、技術として物になるかどうかという話から検討することが岩手県にとっては大事だと思うのですが、部長から、ひとつ感想があればお聞きをして終わります。

○風早環境生活部長 御指摘いただきました小水力発電、確かに岩手県では非常にポテンシャルが高いと思っております。採算性のことを考えると、農林水産部の調査でも半分ぐらいが合うのかというようなところでありましたが、幾つか頑張って先進的に取り組まれている例がございまして、岩手県では、例えば奥州市の土地改良区なのですが、ここは採算性も比較的合っているわけですが、FITに乗って売電もされて、そしてそれが地域の中で、その小水力発電が子供の教育、環境教育にも役立てられるという非常に前向きな地域での取り組みを考えていただいている例などがございまして、これは今年度、業者や県民を集めたエネルギーの勉強会で、紹介して広めていくということをやっております。

それから、葛巻町で、本当に小さな、売ったりするレベルではなく、その場で電力を賄う取り組みがあり、葛巻町森林組合では、東京からのお子さんと、確かキッザニアの子供たちが枝打ち体験に来るときに、その発電を見せて、その横で飼っているヤマメを炭火で焼いて食べさせる、そんな紹介を環境教育の一環でされている例もあります。もちろん

採算性のこともありますが、そういったことを含めて、環境教育の面でも非常に有益でございますので、引き続き関係部局と連携をとりながら検討してみたいと思っております。

○佐々木朋和委員 畦畔草などについて御質問したいと思います。

この畦畔草などの調査では河川の雑草であるとか、生活圏内、農村圏内のあらゆるところの調査結果が入っていると認識をしております。その中で、県南では畦畔のほか、草木の刈り倒しによって畦畔が荒れるとか、詰まらせて水害の一因になっていると言われておりまして、動き出すということは大変いいことだと思っておりますけれども、今までの放射線対策について、県でもいろいろな部局で予算をつけて事業化しているようですが、用地という部分で実際には現場で動かない部分がある中で、今回のことについても市町村や住民へのしっかりとした説明が必要ではないかと思っております。今までは放射線関係について、県は市町村とともにでありますとか、専門家のいない市町村が説明会をする場合には、住民の皆さんに直接出向いて説明をするというのが基本的なスタンスではなかったかと思っております。先ほどの説明では、問い合わせがあった場合は説明するというのが、いささか寂しいような気がいたしました。この点について、どのようにしてこれから市町村、住民に説明をしていくのか。また、この中では一番近くで焼却される方の健康ということで調べておりますが、地元市町村もしくは住民の皆さんは、近くの田畑への影響について明確に示されないと、焼いていいといっても、なかなか動き出せないのではないのかと思っております。この2点について、どのようなお考えか伺いたしたいと思います。

○大泉資源循環推進課総括課長 このたびの畦畔草の結果についての説明ですが、先ほど確かにお問い合わせ等があれば説明しますと申し上げましたけれども、それに加えて、既に県のホームページにも、この検討委員会の資料は出しておりますし、またこれから市町村に通知をすることになるかとは思いますが、県南の一関市、奥州市、平泉町の職員の方々とは何回か意見交換はさせていただいておりますが、これが解除されたときに、自分たちのところにも住民の方から相当なお問い合わせが来るだろうということを心配しております。今回の検討委員会の資料等、ホームページで公開されていまして、そういったものも提供いたしまして、一関市、奥州市、平泉町に対しましては個別に意見交換もしているところでございます。

今後につきまして、さまざまな媒体を通じて、資料もわかりやすい形で、住民の方の目に触れるような提供できるよう検討したいと考えております。

それから二つ目、近くの田畑への影響でございますが、放射性セシウムは非常に土壌に吸着されやすく、ほとんどが畦畔等の土に吸着されていて、それを草が吸い上げるというのは余りなくて、いろいろと付着したりという部分も見受けられます。焼いた場合に、灰の中に放射性セシウムがございまして、雨が降りますと、すぐ下の土にしみていって、そこにほとんど吸着してしまふ。それから、雨が灰の上を伝わって流れて、例えば水路あるいは田んぼに入るのではないかというふうに考えられるわけですが、その移動の経

路においても相当の部分が土に吸着されるというようなことがわかっています。そういったことも含めて、わかりやすい形で情報提供したいと考えております。

○佐々木朋和委員 ぜひ市町村から求めがあった場合には、住民の皆さんに、専門家の派遣ということを考えていただきたいと思います。水とか土についての田畑への影響ということはわかりました。ただ、住民の皆さん、農家の皆さんが一番単純に思うのは、灰が風と一緒にまかれたときにどうなのだという事だと思います。この点についても、しっかり検討をしていただきたいと思います。

刈り倒した草がそのままの状態になっていることで、去年の水害の一因にもなったと言われている中で、これは野焼きについての調査ですけれども、今回の調査を機に、県土整備部や市の事業で、河川や道路脇の草を刈ったまま、刈り倒しになった部分というがあったと思うのですけれども、このデータを見れば、一般ごみとしてこれから焼却をしていてもいいのかと思うのですが、この点について、県土整備部、市町村と話し合いなど、今後の見通しが立っているのか、伺いたいと思います。

○大泉資源循環推進課総括課長 まず、河川あるいは道路管理に伴って刈り倒された草でございますが、道路管理等の部局とも意見交換、情報交換をしております、既に堆肥として使用できる基準を満たしているということがわかっておりまして、道路等の草につきましても、既に民間の堆肥を製造する業者等で引き取っていただけるような状況になってございます。

今まで切り倒されている草につきましても、昨年あたりのものであれば、どんなに高くても数百ベクレルくらいかと思っておりますので、結果論でございますけれども、それもあわせて現地で焼くということも可能であろうと考えておりまして、そこらについても関係部局のほうに情報提供したいと思っております。

さらに、一部飼料として原発事故以前に使われていたわけでございますが、それが使用自粛されていますけれども、それも厳密に調査方法が定められておりまして、それに沿って調査をした結果、問題がないということがきっちり確認されたものについては、飼料としての利用も再開されているというふうに向っています。

○佐々木朋和委員 進めるに当たっては、やはり住民の皆さんの安心ということが大事だと思いますので、この事業は、ぜひその部分の裏づけになっていただきたいと思っております。

同じような観点で、この調査は山野についてはやっていないと思うのですけれども、平場ではこれだけ薄くなってきたということで、農業分野では山菜や山野草の出荷制限解除に向けても、一つ大きなデータになるのではないかなと思っておりますが、その点の連携などはどうなっているのでしょうか。

○大泉資源循環推進課総括課長 畦畔草あるいは道路管理の草ということで、人の生活空間等に近いところのものをもって調べました。そこでわかりましたが、平成23年度に比べ、あるいは平成24年度に比べ大幅に低下しているなという傾向は、山林でも傾向としては言えるかと思っておりますので農林水産部に情報提供したいと思っております。ただ、そこから採取され

る林産物というのでしょうか、例えば山菜などについては、農林水産部で食品として供されるという考え方のもとに、その調査方法等も決まっておりますので、そのことを前提に調査されると受けとめています。

○佐々木朋和委員 ぜひ各部局もしくは市町村と連携して、この調査が広く生かされるように、また実効性が伴ったものになるようお願いしたいと思います。以上です。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

なければ、環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第 103 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）、第 1 条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費及び第 11 款災害復旧費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 3 款民生費、第 4 款衛生費及び第 11 款災害復旧費のうち、それぞれ保健福祉部関係並びに第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 1、議案第 104 号平成 25 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）並びに議案第 164 号いわてリハビリテーションセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 3 件の予算議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼副部長兼保健福祉企画室長 それでは、議案第 103 号のうち、保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。

議案第 103 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3 款民生費 51 億 3,226 万 3,000 円の減額のうち、2 項県民生活費、次のページにまいりまして、5 項災害救助費の一部を除く 36 億 9,428 万円の減額と、4 款衛生費 781 億 9,866 万 7,000 円の減額のうち、2 項環境衛生費を除く 37 億 7,811 万 4,000 円の減額、9 ページに参りまして、11 款災害復旧費 164 億 1,166 万 5,000 円の減額のうち、1 項庁舎等施設災害復旧費の一部と、3 項保健福祉施設災害復旧費を合わせまして、18 億 3,537 万円の減額、13 款諸支出金、2 項公営企業出資金 54 万 4,000 円の減額、3 項公営企業負担金 10 億 3,232 万 4,000 円の増額のうち 10 億 3,140 万 5,000 円の増額で、合わせまして 82 億 7,690 万 3,000 円の減額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は、1,322 億 332 万 5,000 円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

きます。お手元の予算に関する説明書の 100 ページをお開き願いたいと存じます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、10 億 3,252 万 8,000 円の減額となっております。補正予算額の主なものは、管理運営費で、本庁職員の人件費や事務費など管理運営に要する経費であり、過年度の国庫補助事業等の事業報告、確定に伴う国庫支出返還金等について補正しようとするものであります。また、生活福祉資金貸付事業推進費補助は、低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対する資金の貸し付け及び生活支援相談員等の配置に要する経費であり、生活支援相談員の配置に係る実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。次に、地域支え合い体制づくり事業費は、応急仮設住宅等における要介護高齢者や障がい者等の支援のためのサポート拠点の整備及び運営に係る補助事業等の実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

101 ページに参りまして、復興住宅ライフサポート事業費は、災害公営住宅等における入居者の見守り支援体制の構築に係る市町村への補助事業の実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。次の共生型福祉施設整備費補助は、共生型福祉施設の整備に要する経費について関係機関との調整等に時間を要し、事業実施が翌年度となったことから減額しようとするものであります。

2 目障がい者福祉費 3 億 1,857 万 8,000 円の増額の主なものは、障がい者介護給付費等で、障がい福祉サービスの利用増加により、介護給付費等の所要額が当初の見込みを上回ったことなどにより所要額の補正をしようとするものであります。次に、チャレンジド就労パワーアップ事業費は、事業の実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。次に、説明欄の一番下、障がい福祉サービス等利用者負担特例措置支援事業費補助は、市町村が行う利用料免除の実績が見込みを上回ることから、所要額の補正をしようとするものであります。

102 ページに参りまして、3 目老人福祉費 17 億 7,967 万円の減額の主なものは、後期高齢者医療財政安定化対策費は、後期高齢者医療財政安定化基金交付金を活用する見込みがないことから減額しようとするものであります。次に、後期高齢者医療療養給付費負担金は、医療給付費の実績が見込みを下回ることから所要額を減額しようとするものであります。次に、介護サービス施設整備等臨時特例事業費のうち、介護サービス施設等整備特別対策事業費補助は、市町村の施設整備計画の変更等に伴い減額しようとするものであります。103 ページに参りまして、介護サービス施設整備等臨時特例基金積立金は、介護基盤の整備を行うための事業に要する経費の財源に充てるため、国の交付金を活用し、基金の積み増しを行おうとするものであり、過年度の補助事業等の事業費確定に伴い、所要額を補正しようとするものであります。次に、介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助は、市町村が行う被災者の介護保険利用料免除の実績が見込みを上回ることから所要額の補正をしようとするものであります。次の後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の一部負担金免除措置

の実績が見込みを上回ることから所要額の補正をしようとするものであります。

4目遺家族等援護費 278万5,000円の減額の主なものは、戦傷病者戦没者遺家族等援護費で、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に要する経費の実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

5目国民健康保険指導費 6,563万6,000円の減額の主なものは、国民健康保険事業安定化推進費で保険基盤安定負担金などの所要額が見込みを下回ったことなどから減額しようとするものであります。次に説明欄の一番下、国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助は、市町村が行う国民健康保険の一部負担金免除措置の実績が見込みを上回ることから所要額の補正をしようとするものであります。

104ページに参りまして、6目婦人保護費 42万4,000円の減額の主なものは、婦人保護施設退所者自立生活援助事業費で、対象者数が国庫補助事業の基準未満であったことから減額しようとするものであります。

7目社会福祉施設費 1億378万2,000円の減額の主なものは、やさわの園整備事業費で、解体工事に係る設計の見直し等により、計画がおくれたことに伴い減額しようとするものであります。

次に、108ページに飛んでいただきまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費 3,891万8,000円の増額の主なものは、説明欄の一番下、子育て支援対策臨時特例事業費のうち、まず保育所等施設整備費補助は、市町村の整備計画の年度変更等に伴い所要額を減額しようとするものであります。次に、子育て支援新制度電子システム構築等事業費補助は、市町村のシステム導入経費等が見込みを上回ったことから所要額を補正しようとするものであります。

109ページに参りまして、子育て支援対策臨時特例基金積立金は、保育所整備などの子育て支援体制の整備等に要する経費の財源に充てるため、国の経済対策予算の交付金を活用し基金の積み増しを行おうとするものであります。

2目児童措置費 2億142万6,000円の減額の主なものは、児童保護措置費のうち保護措置委託料で、児童養護等の入所児童数の実績が見込みを下回ったことにより減額しようとするものであります。次の児童手当等市町村支給費負担金は、市町村の児童手当支給に係る実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

3目母子福祉費 9,647万円の減額の主なものは、児童扶養手当支給事業費で、児童扶養手当の実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

110ページに参りまして、4目児童福祉施設費 2億6,875万4,000円の減額の主なものは、療育センター整備事業費で、設計業務の発注方法の調整や手続に時間を要したことに伴い、基本設計、実施設計等の経費について減額しようとするものであります。

111ページに参りまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費 1,080万9,000円の減額の主なものは、生活保護給付事務費及び指定医療機関等指導監査費で、事務費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

2目扶助費4億2,037万7,000円の減額の主なものは、生活保護扶助費で、扶助費の実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

113ページに参りまして、5項災害救助費、1目救助費のうち当部所管分の6,911万5,000円の減額の主なものは、被災者生活再建支援金支給補助で、市町の支給支援金給付実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

115ページでございますが、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費3億229万7,000円の減額の主なものは、被災地健康維持増進費は、被災地における保健指導の人材確保について市町村が独自の財源により当初見込み以上に確保したこと等から、市町村への補助等について減額しようとするものであります。次に、被災者特別健診等事業費補助は、被災者に対して市町村が行った特別健診の受診者数が見込みを下回ることとなったことなどから減額しようとするものであります。

116ページに参りまして、2目結核対策費635万6,000円の増額の主なものは、結核健康診断、予防接種及び結核医療費で、結核の医療費が見込みを上回ったことにより所要額を補正しようとするものであります。

3目予防費、2億722万3,000円の減額の主なものは、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金償還金で、平成22年度から平成24年度に実施した子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金事業の終了に伴い、基金残余金を国に返還するものであり、返還額が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

117ページに参りまして、4目精神保健費1億5,766万5,000円の減額の主なものは、説明欄下から2番目、自殺対策緊急強化事業費のうち自殺対策緊急強化基金積立金は、相談支援体制の整備、人材養成、普及啓発など、緊急的な自殺対策を推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、国の経済対策予算による交付金を活用し、基金の積み増しを行おうとするものであります。被災地こころのケア対策事業費は、こころのケアセンターに係る専門職の確保困難に伴い、運営費が見込みを下回ったことなどから減額しようとするものであります。

5目高齢者保健費6,489万8,000円の減額の主なものは、医療療養病床転換事業費補助で、病床転換事業の実施がなかったことから所要額を減額しようとするものであります。

118ページに参りまして、6目環境保健研究センター費740万円の減額は、管理運営費及び試験研究費で事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、124ページに飛んでいただきたいと存じます。3項保健所費、1目保健所費1億3,810万1,000円の減額の主なものは管理運営費で、保健所職員の給与費の減のほか、保健所運営に要する事務的経費など、管理運営に要する経費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

125ページに参りまして、4項医薬費、1目医薬総務費1,822万円の増額の主なものは管理運営費で、過年度の国庫補助事業等の事業費確定に伴う国庫支出金返還金等について補正しようとするものであります。

2目医務費 28億7,440万円の減額の主なものでありますが、126ページに参りまして、救急医療対策費のうち医療施設耐震化促進事業費補助については、救急医療を提供している医療施設の耐震化について事業実績が見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

127ページに参りまして、被災地医療施設復興支援事業費は、沿岸市町村の医療施設の復興を支援するため、医療施設の移転新築等に要する経費を補助しようとするものであり、整備箇所が減に伴い補正をしようとするものであります。次に、県立病院再建支援事業費補助は、被災した県立高田病院、県立大槌病院及び県立山田病院の再建を支援しようとするものであり、用地取得に時間を要したことにより事業の本格実施が翌年度となったことに伴い減額しようとするものであります。次の県立病院整備支援事業費補助は、被災した県立大東病院の施設整備に要する経費に対し補助しようとするものであり、工事費等の確定に伴い所要額を補正しようとするものであります。次に、医療情報連携推進事業費のうち事業費補助は、沿岸被災地の医療の確保、復興のため、岩手医科大学と沿岸地域中核病院を情報システムで結び、診療情報の共有や遠隔医療の取り組みを支援するものであり、システム整備が翌年度となることから減額しようとするものであります。

3目保健師等指導管理費 3,003万2,000円の減額の主なものは、看護職員確保対策費のうち、128ページに参りまして、院内保育事業運営費補助で、1病院が補助対象外となったことなどにより、実績が見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

4目薬務費 2,067万4,000円の減額の主なものは、被災地薬局機能確保事業費で補助対象の薬局が他の補助事業を活用することなどにより、事業実績がなかったことから所要額を減額しようとするものであります。

次に、206ページに飛んでいただきたいと存じます。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費のうち当部所管分の401万円の減額は、説明欄の一番上、養護老人ホーム松寿荘災害復旧事業費で、事業費の確定に伴い減額しようとするものであります。208ページに参りまして、3項保健福祉施設災害復旧費、1目社会福祉施設等災害復旧費 18億3,136万円の減額についてであります。児童福祉施設災害復旧事業費補助は、被災した児童福祉施設等の施設復旧等に要する経費の一部を補助しようとするものであり、各市町のまちづくりの進捗状況の影響等により、移転地の確保に時間を要したことから、今年度の事業の実施が困難となったため減額しようとするものであります。また、老人福祉施設等災害復旧事業費補助は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付決定を受けている施設について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による補助率のかさ上げ分について補助を行おうとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。再びお手元の議案（その4）の11ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正追加の表中、当部関係は3款民生費 36億2,915万1,000円、次のページに参りまして、4款衛生費 86億8,119万1,000円のうち、2項環境衛生費を除く

8億232万円及び21ページに飛んでいただきまして、11款災害復旧費1,065億931万5,000円のうち、次のページになりますが、3項保健福祉施設災害復旧費2億8,425万6,000円で、合わせまして47億1,572万7,000円、14事業であります。

繰越明許費の内容につきましては、便宜、お手元に配付してございます資料、保健福祉部関係の繰越明許費一覧により御説明を申し上げたいと存じます。

3款民生費、1項社会福祉費は、障害者支援施設等整備費補助以下5事業、28億2,330万9,000円ですが、関係機関との調整などに不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

3項児童福祉費は、子育て支援対策臨時特例事業費補助8億584万2,000円ですが、事業実施に係る計画、設計に不測の日数を要したことなどから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

4款衛生費、1項公衆衛生費の周産期医療情報連携システム整備事業費補助の1億6,744万6,000円は、周産期医療情報連携システムの整備等に係る計画、設計に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

4項医薬費の災害拠点病院等非常用設備整備事業費補助、以下4事業6億3,487万4,000円ですが、いずれの事業につきましても、計画、設計に不測の時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

11款災害復旧費、3項保健福祉施設災害復旧費は、児童福祉施設等災害復旧事業費補助2億8,425万6,000円ですが、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。議案（その4）に戻っていただきたいと存じます。24ページをお開きいただきたいと思えます。

第3表、債務負担行為補正の1追加中、当部所管の事業は1指定管理者によるいわてリハビリテーションセンター管理運営業務であり、期間は平成25年度から平成29年度までとし、限度額につきましては6億4,600万円に設定しようとするものであります。

次に、議案第104号平成25年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。再びお手元の議案（その4）の29ページをお開き願いたいと存じます。30ページから31ページにかけましての母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額はそれぞれ11万4,000円の増額であり、補正後の予算総額は4億7,318万8,000円となります。以下、項目ごとに内容を御説明させていただきます。便宜、予算に関する説明書により説明させていただきます。予算に関する説明書の242ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入、1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,000円の減額は、貸し付けに係る事務費が当初の見込みを下回ったことから、貸付事務費の財源としている一般会計の繰入金を減額しようとするものであります。

243ページに参りまして、3款諸収入、2項預金利子、1目預金利子11万5,000円の増

額は、歳計現金の利子収入が生じたことから所要額を補正しようとするものであります。

244 ページにまいりまして、歳出の1款母子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、2目寡婦福祉資金貸付費11万5,000円の増額は、貸付金が当初の見込みを上回ったことから所要額を補正しようとするものであります。

245 ページにまいりまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費の1,000円の減額は、貸付けに係る事務費が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋地域医療推進課長 続きまして、いわてリハビリテーションセンターの指定管理者の指定に係る議案について御説明申し上げます。議案(その5)の48ページをお開き願います。

議案第164号いわてリハビリテーションセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてでございます。議案の内容等につきましては、便宜、お手元にお配りしております資料により説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思いますが、まず提案の趣旨についてでございますけれども、いわてリハビリテーションセンターにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しているところでありますが、現行の指定管理期間が今年度で終了しますことから、平成26年度からの新たな指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議決を求める内容についてでございますが、いわてリハビリテーションセンターの指定管理者として、公益財団法人いわてリハビリテーションセンターを指定しようとするものであり、指定の期間は平成26年4月から平成30年3月までの4年間としようとするものであります。

次に、指定管理候補者の選定についてでございますが、公の施設に係る指定管理者制度導入に関する県のガイドラインにおきましては、施設の性格、規模、機能等を考慮し、適当な理由があるときは公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定することも可能であると定められているところでございます。いわてリハビリテーションセンターにつきましては、3の(2)のとおり、最新で高度なリハビリ医療を提供する病院としての性格を有しておりますほか、調査研究、教育研修、地域リハビリ活動支援などの公益性の高い機能を有しているところでございまして、また(1)に示しますとおり、公益財団法人いわてリハビリテーションセンターが当該施設の運営の目的に県、市町村、医療関係団体などが出資して設立した法人でありますことから、ガイドラインに照らし、公募によらず当該法人を指定管理候補者として選定したところであります。

なお、選定に当たりましては、有識者による指定管理検討委員会を開催し、御意見を頂戴しながら進めたところでございます。

次に、2ページに参りまして、4の指定管理期間についてでございますが、図示してございまして、現在の指定管理期間、第2期の指定管理期間は、国の指示により公立病

院改革プランとして策定した、いわてリハビリテーションセンター経営計画との整合を図っており、平成25年度をもって終了しますが、引き続き法人の経営計画との整合を図る必要があると判断し、3年の期間で策定されております県出資等法人に係る中期経営計画に合わせまして、新たな指定管理期間を平成26年度から29年度の4年間としたところでございます。

次に、指定管理による委託する業務についてでございますが、高度、専門的なりハビリテーション医療、退院患者に対する訪問リハビリテーションなどの診療等の実施のほか、リハビリテーションに関する教育研修や地域における活動の支援といった公益的業務、施設及び設備の維持管理に関する業務でございます。

次に、指定管理料についてでございますが、地方公営企業法に定める不採算部門に対する繰り出し基準や、公益事業の実施に係る費用及びその公益事業の実施によって見込まれる保険料収入の損失分等により算定しているところでございまして、その額は、これまでおおむね1億5,000万円程度となっているところでございます。なお、指定管理料に関する債務負担行為の補正につきましては、先ほど説明がありました補正予算に計上しているものでございます。

続きまして、3ページをごらん願います。参考事項を説明させていただきます。まず、いわてリハビリテーションセンターの概要についてでございますが、センターの役割は、最新で高度な医療を提供すること、リハビリテーション医療の質的向上を推進すること、それから地域におけるリハビリテーション活動の推進を支援することでございます。

センターの特性といたしましては、高度または特殊な医療を提供するため、一定程度の不採算性があること、県の施策と一体となって、地域リハビリテーション活動の支援など公益事業を実施していること、ほとんどの患者が紹介性となっていることが挙げられます。

次に、運営の状況についてでございますが、施設利用状況を見ますと、入院患者は年間延べ3万2,000人から3万3,000人程度、病床利用率は90%前後となっております。また、外来につきましては、6,000人から7,000人程度で推移しているところでございます。

4ページに参りまして、収支の状況についてでございますが、事業収益は年々増加しておりまして、各年度において、ほぼ黒字を確保しているところでございます。

最後に、指定管理制度の導入による主な成果でございますが、法人では職員確保の面において裁量が拡大したことに伴い、理学療法士等を増員しておりまして、その結果、入院患者1人1日あたりのリハビリ提供単位数が増加するなど、医療面で患者に対するサービスが向上しております。また、地域支援事業の取り組みが強化されまして、地域リハビリテーション活動の充実につながっているところでございます。さらに、経営努力によりまして、営業収益の増加と経費の節減等が図られ、経営が効率化しているというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

質疑があるようですが、この際、昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部関係の審査を続行いたします。保健福祉部関係の議案の説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 最後に御説明をいただきましたいわてリハビリテーションセンターの指定管理者を指定することについてでございます。これについては、もちろん異議はございません。逆に、かなり評判がいいと認識しております。過去に私の父もお世話になったことがあるのですけれども、その当時から、本当に誠心誠意、患者さんに接していただいている入院施設だというふうに聞いております。

先ほどの資料の中の理学療法士の方々もふえているようでございますが、将来的にこの施設をもっと充実させていくような考え方や、この施設に対する方針など、今後の見通しがあれば、お聞きしたいと思えます。

○高橋地域医療推進課長 リハビリテーションセンターは、リハビリテーション医療の中核的な施設として設置し、運営しているところでございますが、県内でリハビリテーションをやっていくには、リハビリテーションセンターだけではなくて、県立療育センターの障がい者を中心とする社会リハビリテーションの環境であるとか、福祉総合相談センターで相談支援などを行っていくとか、そういった県の中央のところと連携を図る必要があると考えられるところです。

それから、各地域において、市町村や病院、医療機関、あるいは介護施設など、そういったところで行われているリハビリテーションを含めて、地域に対していろいろ支援していくといったようなことをこれまでもやってきてございますが、地域でいろいろと展開していくためには、その連携について、もっとやっていかなければならないと考えておまして、県として指定管理上、リハビリテーションセンターを支援するほか、指導管理の中で、協議をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○及川あつし委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決

定いたしました。

以上をもって、保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、県奨学金養成医師の配置調整に関する報告書についてほか1件について、発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木医務課長 それでは、お手元の資料、県奨学金養成医師の配置調整に関する報告書についてをごらん願います。平成24年9月から関係機関の有識者によるワーキンググループにおきまして検討を行ってまいりました養成医師の配置調整の仕組みにつきまして、最終報告書が取りまとまりましたので、その内容について報告いたします。

報告書の主な内容といたしまして、奨学金運用の理念を明確にしたこと、養成医師の配置基本ルールを策定したこと、基本ルールの遵守の実効性を高めるために、関係機関が協定を締結の上、配置調整を行う組織を設置し、養成医師の配置を行っていくこと、それから養成医師のキャリアパスと義務履行を両立させながら、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修や、養成医師ごとのキャリアシートの作成等を通じまして、地域の医療機関に円滑に配置を行うことなどであります。

今後の予定につきましては、関係団体と調整しながら、夏ごろを目途に基本協定を締結し、設置した配置調整組織によりまして、平成27年度から、養成医師の配置作業を実施していきたいと考えております。

ワーキンググループの活動の経過といたしましては、平成24年9月に第1回の会議を開催いたしまして、以降計7回にわたりまして検討を行ってきたところであります。参考までに、ワーキンググループの委員は、岩手医科大学の小林医学部長を座長といたしまして、県立中央病院の望月院長ほか、岩手医科大学の谷田卒後臨床研修センター副センター長、一関市国保藤沢病院の佐藤院長、岩手県立中部病院の北村院長、岩手県立大船渡病院の伊藤院長、医療局医師支援推進室の千葉医師支援推進監、保健福祉部医療政策室の野原室長の各委員により検討を行ったものであります。

資料を1枚おめくりいただきまして、A3横の大きな紙がございます。最終報告につきましては、その後ろに添付しておりますが、便宜、この資料で報告書の概要を説明させていただきます。

まず、資料の左上の「はじめに」からであります。御案内のとおり、医学部定員の拡充に対応しまして、現在三つの運営主体と奨学金を合わせて55名の貸付枠を設定しているところでございます。これによりまして、10年後の平成36年にはおよそ200名前後、それから平成40年ごろにはおよそ300名前後の義務履行期間中の医師が配置されるという見込みとなっております。

1の現状認識というところでございますが、医師の需給状況という部分におきましては、盛岡保健医療圏に医師が集中しているということで、地域偏在が顕著であるほか、全県でほとんどの診療科で医師が不足しているという状況でございます。また、奨学金の性質という部分におきましては、返還免除の特約つきの金銭消費貸借契約という性質でございま

して、特定の医療機関に勤務させるという人事権を有していないという実情がございます。養成医師の意識と求められる診療能力という部分におきましては、従事対象医療機関の8割が中小規模の病院等でございます。幅広い症状や疾病に対応できる総合診療能力が求められる一方で、養成医師におきましても、専門医志向が強いということで、求められる診療能力のギャップが見受けられるというところでございます。

その結果、養成医師配置調整の現状におきましても、養成医師の専門医取得につながる学会認定施設ですとか、専攻診療科を標榜する大規模病院への勤務希望が強いということで、中小規模の医療機関への配置とのミスマッチというものが生じているというところでございます。

こうした現状を踏まえまして、2の奨学金制度の運用の基本的な考え方についてですが、大きく三つの方向性を示しております。一つ目は、奨学金制度運用の理念を明確にするということで、良医を育て、質の高い地域医療の確保に貢献すること、また中小規模医療機関の診療もカバーできるスキルを持ち、継続して地域医療の核となる人材を育成していくことを理念としたところであります。それから、二つ目といたしまして、運営主体の異なる三つの奨学金について、基本的な配置ルールは同一として一体的に運用しているということでございます。それから、三つ目として、配置調整の仕組みの構築について、関係機関が基本協定を締結して、これに基づく調整組織が配置調整を実施することとしております。

こうした基本的な考え方に基づきまして、3の具体的な対応策という、養成医師の地域医療従事の配置基本ルールを策定しているところでございます。その目的といたしましては、医師不足地域の医療機関、基幹病院への対応、専門医師志向の強い養成医師も円滑に地域医療機関に配置するための養成医師キャリア形成の支援、義務履行の年限が終了した後も県内で勤務を継続してもらう視点などであります。

基本ルールの内容といたしましては、勤務対象機関を、各圏域の中核病院であります公的基幹病院と、それ以外のその他の公的医療機関に分けまして、一定期間ずつローテーション勤務をするものであります。勤務ローテーションの図を示しておりますが、これは県の就学資金、地域枠9年間の勤務パターンになります。養成医師は、初期臨床研修終了後、①で2年間、公的基幹病院に勤務いたしまして、指導医のもと医師としてのスキルをさらに磨くとともに、後の地域医療機関勤務において求められる幅広い総合診療スキルについて、習得研修を2年実施することとしております。また、養成医師の専門医としてのキャリア形成支援としまして、義務履行の間に、最長で6年間、3回を限度に義務履行を猶予して、大学院などで専門研修を受ける期間を取得できることとしております。

②の期間は、公的基幹病院に勤務しながら、その他中小医療機関への応援診療を行うこととし、③のその他医療機関勤務で2年間地域の中小病院で勤務を行うものとしております。また、④の3年間は義務終了後も養成医師に、県内に定着してもらうという視点で、義務終了後の方向性を考慮し、養成医師の希望も踏まえ配置を行っていくこととしており

ます。以上の配置ルールをもとに、養成医師の育成により地域医療の質の向上を図りつつ、円滑に地域医療機関に配置していこうというものであります。

次に、養成医師キャリア形成支援といたしましては、配置ルールの説明でも触れましたプライマリーケアの総合診療スキルの習得といたしまして、養成医師が、中小医療機関に配置された際、どのような医師として、どのような診療科を専攻していても、円滑に勤務できるように、最初の公的基幹病院勤務地に研修を実施することや、個別面談、キャリアシートの作成などによりまして、養成医師の地域医療従事者の意識づけや育成支援を行うこととしているところでございます。

最後に、養成医師の配置調整を行うための運営体制についてであります。これまで説明した配置ルールに基づき、配置の実効性を確保するために、理念の共有ですとか、配置基本ルールなどにつきまして、奨学金の運営主体の市町村、県、医療局、県内の医育機関であります岩手医大が基本協定を締結しまして、各団体から推薦された委員による配置調整等会議におきまして、その時点の地域医療機関の医師不足の状況等を踏まえながら、養成医師の具体的な配置を決定していくこととしております。

なお、地域医療の状況につきましては、その時々で変化していくということから、おおむね5年程度を目途に配置基本ルール等の見直しを行うことすとか、養成医師が配置される医療機関や自治体等におきましても、理念を尊重し、受け入れ体制に配慮することとしております。

なお、詳細な配置基本ルールの内容を示した図につきましては、報告書の12ページに記載しておりますほか、報告書の取りまとめに当たって活用したデータといたしまして、医師数の現状、奨学金の概要、運用の状況、養成医師の推計などの資料を、報告書の25ページ以降に添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で、県奨学金養成医師の配置調整に関する報告書の説明を終わります。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 岩手県放射線内部被ばく健康影響調査の結果についてと、関連いたします内外の知見等について、お手元に配付をしております資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、これまで県では過去2年間、比較的空間線量の高い県南部を中心として、子供を対象とする放射線内部被ばく健康影響調査を実施してまいりましたが、平成25年度も継続調査を実施いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。調査は、過去2回と同様に、尿2リットルを連続して採取していただきまして、ゲルマニウム半導体検出器にて測定を行いました。対象者は、今回協力を得られました41名となっております。

2ページに参りまして、上段が1リットル当たりの放射性セシウム量を示しておりますが、尿量は、食事や水分摂取量に影響されるため、1日当たりの尿中セシウム量を算出しております。下段の1日当たりの尿中放射性セシウム量については、1回目の平成23年度から平成24年度、そして今回の平成25年度と減少傾向にあり、今回の検査では、全員が、不検出もしくは1ベクレル未満となっております。また、不検出の割合も、平成24年度の

56%から、平成 25 年度は 78%と低下をしております。

次に、3 ページに参りまして、原発事故とは無関係の自然放射性物質である尿中の放射性カリウムの結果を示しております。下段の 1 日当たり尿中放射性カリウム量については、3 回の調査で一定の増減傾向は認めず、20 ベクレルから 60 ベクレルと、先ほど御説明した尿中放射性セシウム量よりも高いレベルに多く分布しております。

4 ページに参りまして、上段は、健康影響を評価する預託実効線量の結果を示しております。今回の平成 25 年度調査結果も平成 24 年度と同様に、全員が 0.01 ミリシーベルト未満という結果でした。下段は、対象者個々の 1 回目から 3 回目の調査結果の推移を示しておりますが、この左側、尿中セシウムについては、ほぼ全ての対象者で減少傾向を認めております。

5 ページに参りまして、県で設置しております有識者会議における評価であります。前回の評価と同様に、尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も 0.01 ミリシーベルト未満であることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる等の評価が得られたところであります。平成 24 年度に、県南の一関市、奥州市及び平泉町において、県と同様の手法で 2,930 名を対象に実施をいたしました尿中放射性物質検査の結果でも、ほとんどの対象者 99.2%で預託実効線量が 0.01 ミリシーベルト未満という結果が得られております。本年度の調査につきましては、現在一関市、奥州市及び平泉町で約 1,500 名の子供を対象に継続検査を実施しており、現在検査と取りまとめを行っているところでございます。

6 ページに参りまして、来年度におけるこれらの事業についての対応でございますが、県で実施をしております尿中放射性物質測定による内部被ばく状況の把握を行う放射線健康影響調査費と、市町村が実施をいたします健康相談や尿中放射性物質検査に対する補助を行う、放射線健康相談等支援事業費補助については、その必要な経費を、平成 26 年度当初予算に盛り込んだところでございます。下段は、放射線被ばくの影響を図示したものでございますが、こちらについては、昨年 10 月の当委員会の請願説明の際にも一度御説明をさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

7 ページに参ります。ここからは、放射線健康影響に関する最近の内外の知見のうち、特に甲状腺検査に係る内容について御報告させていただきます。福島県では、県民健康管理調査を行っておりますが、そのうち事故発生時に 18 歳未満であった約 36 万人を対象に、甲状腺検査を実施しております。平成 23 年度から平成 25 年 12 月末までの結果で、甲状腺がん 33 例、悪性疑いを含めて 75 例の報告がなされております。これに対して福島県の検討委員会では、放射線の影響をきちんと検討する必要はあるが、これまでの科学的知見から、現時点での影響は考えにくいとの見解を示しております。今後は、今年度末までに 1 巡目、1 回目の調査となる先行調査を終了し、平成 26 年度からは事故後の変化等を評価する 2 回目の本格調査として実施する予定と伺っております。

下段に、国で実施をしております福島県外 3 県における甲状腺調査結果を示しております。

す。これは福島県調査におきまして、約40%の対象者に小さな結節やのう胞が認められたことから、比較するために実施したものでありますが、青森県、山梨県及び長崎県の結果では、5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上ののう胞を認める等の、いわゆるB判定や、A2判定の割合については、福島県調査と変わらない結果が示されております。なお、国では、青森県、山梨県及び長崎県の調査でB判定となった44名については追跡調査を行う予定と聞いております。

8ページに参りまして、甲状腺検査に対する本県の内部被ばく健康影響調査有識者会議委員からの意見を示しております。現段階では必要ないのではないか、福島県での調査結果を注視することでよいのではないか、不安が強く希望される方には受診できるような配慮が必要等の御意見をいただいております。

9ページに参りまして、国際連合の専門機関であります世界保健機関が発表した、福島原発事故WHO健康リスク評価専門家報告書では、最大限の被ばく線量を推計し、また低線量で被ばくしても健康影響が出ると仮定し評価を行ったとされておりますが、福島県以外の地域や、日本近隣諸国においては、甲状腺がんや白血病等の疾病のリスク増加は無視できる水準であると評価をされております。

国際連合科学委員会の年次報告においては、今回の事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない、福島県の甲状腺検査において、のう胞、結節、がんの発見率の増加が認められるが、高い検出率によるものと見込まれるとの見解が示されております。

10ページに参りまして、さきに開催されました、放射線と甲状腺がんに関する国際ワークショップにおける議長サマリーが示しております。こちら、今御説明しました国際連合科学委員会年次報告と同様の見解が示されております。下段に参りまして、主に人権保護の観点から、国際連合人権理事会に対して要望する全ての子供等に対する甲状腺検査の実施等について、日本政府に対して勧告が示されております。

11ページでございます。国、福島県における今後の動向を示しております。国では、福島県と他県の状況を比較するために、平成24年度に実施しました甲状腺結節性疾患有所見率等調査において、二次検査が必要と判定された子供たちの調査を継続することをしていくほか、福島県においても、甲状腺検査に係る専門部会を新設し、結果について検証を進めていくということでございます。3月2日、第2回の部会が開かれてございます。

県といたしましては、原発事故に伴う健康影響に係る各種検査、調査の実施の可否の検討に当たっては、医学的、科学的な知見に基づいた専門家の御意見を十分に尊重することが必要であり、科学的知見に基づかない健康調査の実施については、慎重であるべきと考えてございます。今後とも、国内外の科学的な知見及び国や福島県の調査結果等を引き続き最大限の関心をもって注視し、県として対応が必要な場合には、このことについて検討してまいります。説明につきましては、以上でございます。

○及川あつし委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 奨学金養成医師の配置調整に関する報告書についてお聞きします。

現状認識で、養成医師の意識と求められる診療能力とのギャップが見受けられるとか、養成医師配置調整の現状というところで、養成医師が学会認定施設や大規模病院の勤務を希望しているが、中小規模医療機関との配置調整にミスマッチが生じているということですが、その対応として、配置ルールなどを決めたということですが、要は総合医の養成を求めていることに対して専門医を希望しており、それに対する対応が、今回の配置ルールによって解消されると理解していいのでしょうか。

○佐々木医務課長 奨学金の、養成の目的のところにもございますけれども、総合医に限って養成していこうということで、奨学金を動かしているというものではございません。現状認識のところにも書いておりましたが、本県は内科、外科、そのほかさまざまな特殊な診療科についても医師が足りないという状況がございますので、現時点で、どの診療科に限定して奨学金を充てていこうということではございません。第1に優先するのは、特に中小のベッドを抱える地域の病院などの公的な医療機関での医師の確保が厳しくて、そこで地域医療の確保というのは非常に厳しい状況になっていくという認識がございますので、もちろんいろいろな診療科を専攻していただいて結構なのですけれども、地域医療を確保していくため、みずからの専門医の育成も両立しながら最低限ある一定期間は地域に配置していくという仕組みをつくらうとして、この基本ルールを策定いただいたということになっています。

○福井せいじ委員 そのギャップがそういうことによって、養成医師本人の納得、了解がえられるものなのでしょうか、そこを聞きたいのです。

○佐々木医務課長 先ほどの資料の大きなものの真ん中のところに、キャリア形成支援ということで、キャリアアップのシートということを御説明しましたけれども、各養成医師が進むべく方向で、その時点時点で、例えば大学で何年間勉強したいとか、それぞれ異なるものがあるだろうというのはワーキングの議論の中でもございまして、その中で、9年の枠の中では、間で6年間、専門の研修も休んで、義務履行を猶予して、その間に自分の専門医の資格を取るとか、そういうこともできるような形で、いろいろ御相談をいただきながら調整に応じていこうとしております。なおかつ地域の医療機関に行きますと、自分が専攻しているもの以外のさまざまな患者さんもいらっしゃいますので、そういうものにも対応できるように、最初の2年間で幅広い診療スキルを身につけていただこうということもあわせて配置のプログラムの中でやっていこうということでございます。

○福井せいじ委員 人間の一生がかかっているから、自分のキャリア養成もかかっていることなので、配置と診療科を選ぶとか、あるいは自分がどこで勉強したいかというのは大変に難しいことだと思います。しかし、こういった一定の方向性を決めながら、ぜひともそれぞれの養成医師のさまざまな希望も聞きながら、また養成医師を育てる先生の要請も聞きながら、個々の希望と地域の課題をしっかりと見きわめて対応していただきたいと思います。以上、要望して終わります。

○佐々木朋和委員 放射線内部被曝の調査についてお聞きをしたいのですが、5ページの、甲状腺超音波検査は必要ないと考えられるとしながら、不安が強く、検査を希望される方には受診できるような配慮が必要とありますけれども、現在県南において、甲状腺の検査を受けるとなった場合には、どういう方法があるのか教えていただきたいのと、6ページで、平成26年度も健康相談等支援事業費補助がつくということなのですからけれども、現在のところ市町村では継続の要望というか、意向があるのか教えていただきたいと思えます。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 受診する体制でございます。一般的には、甲状腺疾患内分泌内科でありますとか、小児科という形で受診されるということになるかと思えます。もちろん専門医、例えば福島県の調査ですと、日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌外科学会などの専門医制度がございまして、こういった専門医になりますと、県内合わせても、重複している方は7名、県南でもまだ1人という状況ではございますが、一般的な甲状腺に係る検査は、多くの中核的な病院におきまして実施していると考えております。

また、2点目でございます。市町村のほうでも本年度の調査を実施して今結果を取りまとめているところでございます。平成26年度、県は支援という形で補助事業を盛り込んだところでございますが、平成26年度の実施状況については、市町村から今の対象者の方々に御説明をした中で、対応について検討すると伺ってございまして、これから市町村と協議させていただいて、方向性を決めていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 甲状腺検査については、第1次検査が、比較的一般の病院でも実施していて、2次検査については、専門医が県内に何人かいるということで実施できることが分かりました。

9ページのWHO健康リスク報告書ですけれども、私もよく地元で言われるのですが、福島県以外の地域は、リスク増加が無視できる水準と言われながら、福島県の中にも岩手県南と同じくらいの線量のところがあるのではないかとと言われてしまうのですが、この点については、どのように考えればよろしいのでしょうか。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 9ページ、上段の表をごらんいただければと思うのですが、WHOのリスク評価も、福島県内でも線量の高さ、これは距離等に応じてかなり違うということでございます。事故から近接した浪江町や南相馬市と、例えば少し離れている会津地方では、これは空間線量率の状況はかなり違うものでございます。したがって、WHOにおきましても、福島県の中でもそれぞれの線量に応じたリスク評価をしていると認識してございます。こちらの1番の浪江町、2番の南相馬市、そしてその他福島という形で、その線量に応じたリスク評価を行ったと理解してございます。そうした中であって、本県も含めたその他日本というところで、さらにそういった線量等を踏まえたリスク評価をなされたと理解しているところでございます。

○佐々木朋和委員 その他福島よりも、その他日本というのが低いという表になっているのですけれども、そこがどうかというところで心配をされている方もいらっしゃるかと

だと思うのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 私どももそのような形で評価されたものと理解しております。

○佐々木努委員 奨学金養成医師の関係は、一般質問でも聞きましたので、余り詳しくはお聞きしないのですが、県でも心配されているのは、例えば2年後に各病院に配置される予定の若い医師たちが、東京のほうの病院に引き抜かれることです。奨学金を全部立てかえてもらって、そしてそっちに逃げられてしまうというケースもないわけではないと思うのですけれども、私も心配してしまっていて、きちんと岩手県に根づいてもらうというか、岩手県で義務履行を果たしていただくために、逃げられないような対策というものが必要なのではないかと思います。例えば毎年定期的に意見交換をするとか、さまざまな方法があると思うのですが、現在取り組まれているものはあるのでしょうか。

○佐々木医務課長 奨学金の学生の意識づけが、非常に大事でございまして、県では、大学1年次ですとか、4年次ですとか、そういうところを区切って、例えば4年次でありますと、3月に合宿するような形で、奨学金の養成医師の仕組みですとか、奨学金で養成された先輩からのお話ですとか、そういうことでのいろいろ意識づけや、今後こういうふうにして医師のキャリアを図っていきましようというようなことについてのセミナーを定期的で開催しております、今後もその辺をきちんとやっていく必要があると思っております。

○佐々木努委員 よろしくお願ひしたいと思います。

それから全然違う項目なのですが、これも一般質問で沿岸被災地の子供たちへのスクールカウンセラーとかソーシャルスクールワーカーの話をしていただきましたが、福祉分野ですと、子供の心のケアの関係を担当していると思います。何日か前の厚生労働省の研究グループの研究では、全国の子供たちと比べて、被災した子供たちに3割ぐらいPTSDの発症があると見られていて、それは被災しない子供たちよりも10倍とか20倍とか、それぐらいの差があるという結果が出ていたようですけれども、岩手県もそのような状況であると思うのですが、現在心のケア、こどもケアセンターの相談状況、子供たちの様子というものは、どのように把握されているのでしょうか。

○菅野児童家庭課総括課長 委員お話しされましたような被災地の子供たちの状況等が報道されているわけですが、本県におきましては、発災後直ちに児童相談所等が中心になりまして、心理士等が被災市町村の保育所、幼稚園、学校等を巡回いたしまして、子供たちの様子等を把握し確認をしたところです。あわせて、平成23年6月からは、沿岸の宮古市、釜石市、大船渡市にケアセンターを設置いたしまして、その後の相談支援に当たってまいりました。そして、平成25年5月には、矢巾町の岩手医科大学にいわてこどもケアセンターを設置いたしまして、沿岸被災地の子供に対する診療、また内陸に避難しております子供たちに対する診療も行っているところでございます。

そのケアセンターにおける診療等の相談、診療等の状況でございますが、これまで沿岸

部中心だったものが内陸部もあわせて行ったこと、医師が常勤化をしてきたということで、時間をかけまして、丁寧に診療に当たっているという状況がございます。そのために、平成24年度と比較いたしますと、利用児童数が大幅に伸びているところでございます。平成25年4月から平成26年1月までの延べ利用児童数は1,213人、平成24年度は435人ということでしたので、大幅に増加をしております。

また、実人員につきましても、平成24年度全体で、新規の数でございますが、99人だったものが今年の1月末時点では234人という状況でございます。ケアセンターにおきましては、1日大体5人強のお子さんを診ておりますし、そのお子さんにつきましては、6回から7回程度通院、あるいは相談に当たっているという状況となっております。

今年度の状況を見ますと、ケアセンターが設置され、周知され、認知度も上がってきたというところでは、さらには、夏休み期間中にさまざま問題等が出現して、ケアセンターにつながるといったような状況もございまして、平成25年8月以降に利用がまた増加をしているという状況でございます。全てが震災に関連しているかどうかというところまでは、まだ分析できていないところもございまして、今申し上げました利用人数の増加といったような状況から、今後とも中長期にわたって子供たちの精神の状態を把握しながら、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木努委員 相談を受けるほうのセンターの人的体制は、今のところ大丈夫なのでしょうか。現状はしっかりと対応できているのでしょうか。

○菅野児童家庭課総括課長 ケアセンターの人的体制についてでございますが、児童精神科医師2名常勤でございます。そのほかに臨床心理士、精神保健福祉士、保育士などの専門スタッフが常駐しております。そういった専門のスタッフが、週1回、沿岸の各地区に巡回をして相談支援に当たっているということでもあります。

そして、相談がふえてきている、あるいは相談の内容も多様化しているといったようなことから、平成26年度の予算要求におきましても、常勤の配置ということで予算を盛り込ませていただいたところでございます。

○佐々木努委員 その辺をよろしくお願いします。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士の方々との連携などはどうなっていますか。

○菅野児童家庭課総括課長 発災時、保育園とか幼稚園の子供たちが3年を経過して小学校に上がってきている状況もございますので、ケアセンターのほうでは、教育事務所や学校に配置をされておりますスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカー等と連携を図りまして、子供たちに支援や連携した取り組みを進めております。

また、各地域におきましては、個別のケース等につきまして、多職種、そういったスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの方々にも、御参画をいただきまして、多職種による症例の検討なども行いながら連携に努めている状況でございます。

○佐々木努委員 心の病気というのは非常に難しいものだというふうに思いますので、阪神・淡路大震災のときも、3年後は心的外傷後ストレス障害のピークを迎えたということ

ですから、多分、今年、来年あたりが子供たちの心のケアが一番重要な時期なのだと思いますので、県として、そのあたりの対応を引き続きしっかりとやっていただきますようお願いいたします。以上です。

○及川あつし委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。

議案第 115 号平成 25 年度岩手県立病院等事業会計補正予算第 1 号を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫医療局次長 平成 25 年度岩手県立病院等事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。議案（その 4）の 65 ページをお開き願います。議案第 115 号平成 25 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）ですが、これは現時点における年間収支の見通しに基づき、予算の過不足を調整しようとするものです。

まず、第 2 条の業務の予定量についてですが、患者数につきましては、入院は在院日数の短縮などによる減少、外来はがん化学療法等、通院治療への移行による増加などによりまして、年間延べ患者数を、入院は 131 万 7,000 人、外来は 204 万 2,000 人と、それぞれ見込むものです。第 3 条の収益的収入及び支出、次の 66 ページの第 4 条資本的収入及び支出と、第 5 条企業債につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。67 ページをごらん願います。第 6 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費及び第 7 条のたな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費及び材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものです。

それでは、予算に関する説明書の 327 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてです。収入ですが、第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、1 目入院収益 11 億 7,400 万円余の減額は、入院患者数の減少によるものです。2 目外来収益 15 億 3,600 万円余の増額は、患者 1 人 1 日当たり収益の増加によるものです。第 2 項医業外収益、2 目補助金 1 億 3,800 万円余の減額は、救命救急センター運営事業費補助金の補助基準額の引き下げに伴う減額などによるものです。3 目負担金交付金 1 億 9,900 万円余の増額は、精神医療に要する経費への繰入額が増加したことなどによるものです。

次に、328 ページをお開き願いまして、第 3 項特別利益 1 億 3,800 万円余の増額は、旧磐井病院跡地の土地売却益によるものです。これらにより、収入計の補正予定額を 4 億 4,000 万円余の増とし、総額を 1,006 億 1,600 万円余と見込むものです。

支出ですが、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、1 目給与費 8 億 1,500 万円余の減額は、給料月額額の減額措置などによるものです。2 目材料費 6 億 2,300 万円余の増額は、

高度医療の提供に伴う高額材料費の増加などによるものです。

329 ページに参りまして、第3項特別損失 100 万円余の減額は、磐井病院の旧建物基盤部解体に係る事業費の確定により、当初予算額計上額から 6,100 万円余を減額する一方で、大東病院本館部分の除却損として、6,000 万円余を計上することによるものです。これらにより、支出計の補正予定額を 4 億 5,400 万円余の減とし、総額を 982 億 6,000 万円余と見込むものです。この結果、平成 25 年度の収支は、当初予算に対しまして 8 億 9,500 万円余改善し、補正後の純利益を 23 億 5,500 万円余と見込むものです。

続いて、330 ページをお開き願ひまして、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。収入ですが、第1款資本的収入、第1項企業債 2 億 9,200 万円余の減額及び第4項補助金 12 億 800 万円余の減額は、事業費の減額に伴う財源の整理等を行うものです。

331 ページをごらん願ひます。支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1 目土地費 14 億 1,100 万円余の減額は、被災した沿岸部の高田病院、大槌病院及び山田病院の用地取得が、いずれも来年度以降に繰延べとなることなどによるものです。

2 目建物費 3 億 400 万円余の減額は、事業費の確定により、所要の調整を行うものです。なお、332 ページ以降の資金変更計画、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明を申し上げました予算の補正に伴う変更、あるいは補正内容の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ないようでありますので、なければ医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様、御苦労さまでございました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。